

## 令和6年4月1日施行にかかる条例改正について

事 案	令和6年2月議会 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例改正について
<p>令和6年2月議会において改正する内容は以下のとおり。</p> <p>① 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング（第33条第16号関係）</p> <p>人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、次に掲げる要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うこと可能とする。</p> <p>ア 利用者の同意を得ること。</p> <p>イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者の心身の状態が安定していること。</li><li>・ 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通疎できること。</li><li>・ 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</li></ul> <p>ウ 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。</p> <p>② 介護予防支援の円滑な実施（第5条・第6条・第7条・第15条・第33条29号関係）</p> <p>ア 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置</p> <p>指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の人員に関する基準については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないこと。</li><li>・ 常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないこと。（ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。）</li><li>・ 管理者は、同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する者でなければならないこと。</li></ul> <p>イ 市町村に対する情報提供</p> <p>市町村において管内の要支援者の状況を適切に把握する観点から、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うに当たって、市町村から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市町村に情報提供することとする。</p> <p>ウ その他、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行うに当たって、所要の規定の整備を行う。</p>	

⑤「書面掲示」規制の見直し（第24条第3項関係）

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを令和7年度から義務付ける。（法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム上に掲載することを想定）

⑥身体的拘束等の適正化の推進（第31条第33条第2号関係）

身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次に掲げる見直しを行う。

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。